

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第一章 争議の大勢

第一節 概況

一九五二年は戦後、そして日本労働運動史上、最大の闘争の年であった。

この一年は世界の資本主義諸国にとっても労働者階級のストライキ闘争が最高に達した重要な年であったが、わが国でもその一環として、宇部窒素の大争議から始まり、前半期には画期的なゼネストを闘った労闘スト、東京メーデー、後半期には炭鉱労働者と電気産業労働者の二大ストライキと、いずれも歴史的な意義をもつ大闘争を含み、大争議に明けて大争議の中に暮れたこの年のめざましい労働運動は、支配層の根幹を大きくゆすぶったといえよう。

国民経済の軍事化と、ほとんどすべての産業をおそい始めた過剰生産恐慌によって進められた企業の合理化は、多くの職場において首切り、賃金切下げ、労働強化をもたらし、労働者階級の生活をたえがたく苦しめ、国民の窮乏化をおしつけた。そしてこのような経済的圧迫と低賃金を強いる力として、また基本的人権と政治的自由を脅かす背後の動きとして、国民の眼に軍国主義化と植民地化とが大きく写って来ざるをえなかった。しかも朝鮮戦争を初めとする国際情勢の推移は多くの教訓と自信とを与えた。これらの事情こそ、五二年における労働運動の激しい昂揚を生み出した基盤であると考えられる。

次にこの年の労働争議に見られるいくつかの主要な特徴をあげてみよう。

第一にいえることは、この年の労働争議がその規模においても深さにおいても、注目すべき拡がりをもったことである。春の労闘ストだけでも四八年の二・一ストをはるかに越える巨大な規模のゼネストとなったが、官庁統計によっても、作業停止争議による年間総損失労働日数は直接損失のみで実に一五〇〇万日という驚異的な記録を示し、従来最高のレコードであった四八年の数字を一挙に二倍以上も上廻ったのである。戦列の拡がりから見ても、長い直接占領期間のあいだ、銃剣の下に沈黙をつづけてきた駐留軍労組や、特需工場の労働者が公然と実力闘争に立ち上ったことや、レッド・ページと公労法によって長らく姿をかくしていた国鉄労組を初めとする官公労働者が合法ギリギリの線で舞台に再登場して来たことなどが注目される。また深さからいっても、下部大衆のエネルギーが大きく組合幹部をつき上げて底力を発揮し出したことや、炭労争議などにはっきり現われて来たように労働者の主婦や子供まで活潑に動き出し、農民、市民、学生、文化人などとの提携も破防法反対ストなどで具体的に進められたことなどが特徴的であった。

第二に、相次ぐ大争議における統一行動の実践にしめされたように、労働者階級の統一戦線への方向が大きく踏み出されたことを挙げなければならない。統一闘争ということは、労闘ストにおいても、賃金闘争においても中心的な戦術と見なされたが、一つ一つの争議において統一闘争は色々な

形をとって進められ、組合のワクをはずした労働者の結集をも具体的に作り上げて行った。また同じ五二年の争議の中でも、春の労闘ストと秋の炭労ストとを比べてみればわかるように、その間に統一闘争自体が質的に発展している。そしてこのような統一した力の闘いにおいて中心的な組織となったのは総評であった。すなわち、総評を中心とする統一戦線が力強く組まれて行ったということができよう。しかしてこのように、全労働者の統一の条件が成熟し、統一への動きが進行したことは、一方において組合の右翼的な幹部をもつき上げて闘いに向わせたり、右派の指導権を払い落したり(労斗ストの際の武藤炭労委員長の場合のように)すると同時に、他方では、右派系の結集と反撃を強めることにもなった。

第三に、この年の争議において、日本の労働者階級は政治的自覚を深め、大きく政治的に成長したと考えられる。平和と独立と反ファシズムのスローガンはたいていの組合大会で決議された。そしてこの政治的成長を端的に示しているのは破防法反対の労闘ストであった。この争議はおそらく日本で最初の大規模な政治的ストライキであったといえる。これだけの大闘争が、政治的ストとして展開したことは日本労働運動史上に長く記録さるべき事件というほかはない。と同時に、労闘ストの教訓からも知られるように、依然としてみられる運動の政治的本質の把握の弱さが、闘争の弱さをなお生み出していることもまた否定できないところである。

第四に、経済闘争の面においてもこの年の争議は画期的な変化をあらわした。それは、毎年恒例のように行われて来たベース・アップの形での賃金闘争にたいして、前年以來の自己批判がようやく具体化し、ベース・アップ闘争から最低賃金確保の闘争へ大きく変化しようとしていることである。いくらベース・アップを獲得しても、それが資本家のいわゆる支払能力のワクの中で闘われ、一方的に職階制と労働強化をおしつけられれば、インフレの中で実質賃金は低下するばかりであることが反省され、ここに職階制ベース賃金の打破、最低賃金制の確立、「八時間で食える賃金」の要求が打ち出されて来た。そしてこのような賃金闘争における前進は、資本家側の合理化運動が賃金に攻撃をかけてきた事情と相まって、この年の賃金闘争を一層激烈な、大衆的基礎をもった闘争にし、また低賃金体制こそ再軍備と植民地化の基盤であるとして経済闘争が政治闘争と初めて固く結合して展開されて行った。総評の賃金綱領は、先に見た統一闘争の推進役としてもその役割を演じたが、賃金闘争の前進のためにも重要な理論的実践的意義をもったことを忘れてはならない。

こうして目標を明確にし、隊列を広めかつ固くし、三年ぶりに後退を停止して増加傾向を見せた組合組織を背景に、組織労働者の過半を占める総評を中心に団結して政治的に成長した労働者階級と、国民経済の軍事化と企業合理化を強行しつつ日経連を中心に結束した支配層との間に、烈しい闘いが続けられた。

以下、五二年の労働争議の推移を、時期を追って概観してみよう。

一九五二年は、まずその年頭に当って、スターリンの日本国民に贈るメッセージが発表され、第二次世界戦争中、外国軍の占領によって苦しめられたソ同盟国民を代表して、日本の国民に深い同情をよせ、その生活と平和と独立を守る闘いを激励したことは象徴的であった。

前年の秋から冬にかけて、炭労、電産を中心とし、賃上げと労働強化反対を目標にかかげ政治的要求と結びついて闘った広汎な大衆的な争議の盛り上りを基礎にして、五二年は年初から争議の波は急速に拡大した。

一月、総評は春季闘争を再軍備反対に集約し、具体的には各単産で賃上げ、弾圧法規反対からとり上げてゆく闘争方針を幹事会で決定し、二月には賃金綱領を発表して「低賃金体制の打破」の

基本線を打ち出した。

早くも一月には私鉄、二月には国鉄が賃上げ要求を出し、講和後の労資関係の天目山といわれた春季労働攻勢の先ぶれをなした。

口火を切ったのは二月の山口県宇部窒素の労働者四〇〇〇人の大闘争であった。この争議は、日経連の直接の支援を受けた資本家側が、労働者の賃上要求に組合の活動家一八名の解雇をもって挑戦したのにたいして、労働組合の破壊工作をやぶり、労働者の権利と自由を守るための闘争であったが、五二日間にわたるはげしい争議は全国的な労働運動の援助を受けて、ついに勝ち、これにつづく闘争を大きく激励した。

前年末、慎重な準備下に進められていた弾圧立法反対運動は、この宇部の勝利によって鼓舞され、かつてない急速なテンポと規模をもって歴史的なゼネストを迎えることになった。吉田政府は労働者の激しい抵抗に会って動揺しながら、その反対をさけるために、二十数度も内容を練り直し、名称をかえて弾圧立法の国会通過をはかろうとしていた。しかし労働者は、この法案を通すならば、共産党のみならず、すべての国民が政治活動の自由を失い、そのことこそ戦争へ導く第一歩であることを見破って広汎な反ファッショ闘争に立ち上った。三月一日には東京をはじめ全国四十数か所において、弾圧法粉碎のけつき大会が開かれ、一〇万の労働者を動員した東京の中央大会は、サンフランシスコ両条約、日米行政協定の破棄、再軍備反対を決議し、弾圧法規反対のゼネストを決定した。また四月初には、東京を中心とする六県の金属労働者の代表者会議がもたれ、あらゆる傾向の多数の金属労働者が集って、ゼネストの中心になって闘い、統一行動を強化することを決議した。こうして総評、労働を中心とし、総評傘下組合のみならず、中立組合、産別系組合までを含めた統一行動によって、四月一二日、一八日、六月七日、一七日、二〇日の五回にわたって未曾有のゼネストがおこなわれた。この破防法反対争議に参加した労働者の数は直接ストライキに参加したもの四五〇万、抗議集会、賜暇、定時退庁等の形で参加したもの八〇〇万、計一二五〇万に上ったといわれる。この労働者の闘争は、その指導の下に農民、学生、文化人等を広く動員して巨大な国民的反ファッショ闘争に発展し、支配層に大きな動揺を与えた。

この労働ストの最中に全国五二〇か所、数百万の大衆を集めた統一メーデーがおこなわれた。東京では皇居前広場の使用が政府によって禁止され、数万のデモ労働者は実力をもってそこに入ったが、これにたいしてピストルと催涙ガスと棍棒の襲撃がおこなわれ、武装した数千の警官隊と、旗竿やプラカードをもつだけの労働者との間に四時間余の戦闘が開かれ、数名の死者と千数百名の重軽傷者を出す流血の惨事を起した。これはサンフランシスコ条約発効後四日目の出来事であり、平和と独立と自由を求めるこの年の労働運動にたいして、この事件の与えた影響は極めて大きかった。この事件は二月の反植民地闘争デー以後明瞭に姿を現わして来た戦闘的エネルギー昂揚の一つのピークを成したものであり、またこれを通じて共産党の影響力が著しく強まったことは否定できないであろう。

全国民的運動にまで展開した破防法反対闘争とメーデー事件とは、破防法そのものの国会通過を阻止することはできなかったが、吉田内閣の政局の危機を深め、国会の解散と総選挙の時機を早めた。各労組は今までにない積極的な選挙活動をおこなったが、この総選挙において、再軍備反対をスローガンとした社会党はその議席を三倍に増加した。

これより先、七月末東京で開かれた総評大会は、国際自由労連への一括加入をめぐって対立し、結局一六四対四二をもって国際自由労連への加入は否決された。国際自由労連に対する批判的態度は多くの組合に拡がり、合化労連も加盟否決、すでに加盟している日教組、私鉄でも脱退がは

げしく論議され、日教組は国際自由労連批判決議文の送付を決議した。労闘ストを通じておこなわれた左派の進出傾向は、国鉄大会における中央委員選出にもあらわれた。

春季闘争において法規闘争と結合し、あるいはそれと並行して各組合によっておこなわれた賃金闘争は、その後、夏期一時金闘争をへて、秋季労働攻勢に発展した。

春から夏へかけての争議においてとくに注目されたのは、今まで銃剣の下に沈黙を守っていた軍管理工場の労働者、駐留軍雇用労働者が相ついでストライキ闘争を敢行したことであった。三菱下丸子の争議は、軍管理工場における最初のストライキであり、五月末の二四時間ストから始めて一二次にわたるストを行った。呉、追浜を初め、全駐労も同じ頃から闘争に立ち上った。

秋季闘争の中核となったのは、炭労の六三日間に及ぶストライキと、電産の数次にわたる波状的な電源、停電ストであった。この炭労・電産の大闘争は、私鉄、日通、合成化学、金属などの闘争を促進し、援助した。

炭労二七万の炭鉱労働者の秋季闘争は、一〇月から一二月まで二か月余(要求提出から数えれば五か月)にわたって一文の賃金もえずにストライキを決行したことだけでも、この闘争がいかに深刻であり、かれらの決意がいかに強固なものであったかが知られるが、その参加延人員は実に一四〇〇万人、双方の損害二五〇億円、減炭量五七九万三〇〇〇トンに上り、戦後最大のストライキであった。下部大衆の底知れぬエネルギーを発揮し、炭鉱主婦たちの驚嘆すべき協力活動を記録したことなどだけでなく、この闘争がもともと賃上げ要求と労働強化反対から出発した経済闘争であるにもかかわらず、それが戦争政策に反対し、平和と独立と自由のための闘争であることをはっきり意識して闘われたことを忘れてはならない。またとくに、常盤地方が分裂主義者の暗躍でストを中止させられたあとただ一つ古河好間炭坑の労働者二五〇〇名が、暴力団や分裂主義者の挑発をしりぞけ、各地の労働者の支持を受けつつ最後まで闘いつづけたことは注目される。

一五波に及ぶ電産のストは、九月から開始した前後七回にわたる電源ストによって秋季闘争の突破口を作り、つづいて一一月には二回にわたって停電ストを敢行し、軍需工場(京都)やアメリカ軍キャンプ(大津)の電気をきって闘争した。停電ストによって送電を停止された大工場は関東を除き七〇〇工場、ストによる総停止電力量(停電ストをのぞく)三億六二六四万一〇七六KWHに上った。この闘争は、その過程で国際的および国内的連帯を強化し、国際的反戦闘争の一環として闘われ(大会において、ストは平和と独立のたたかいであると決議された)、地域的共闘を具体化したばかりでなく、労働者のみならず国民の統一行動を発展させ、その中における労働者階級の指導権を確立する方向へ大きく前進させる原動力となった。

以下、主として労働省の「労働争議統計速報」にもとずいて、五二年の労働争議を統計上から観察分析し、ついでこの年の主要な争議の経過と意義を第二章において見て行くことにしよう。

(註)労働争議統計資料について。

一、統計資料の編集と公表

一八九八年(明治三〇年)以来わが国では内務省警保局が調査を行っていたが公表されなかった。一九二二年(大正一一年)内務省に社会局が新設されるに至って同局がその編集にあたり、翌年から「労働時報」に公表されるようになり、別に非公刊の「労働運動年報」(一九四一年まで刊行、明治三〇年以来の数字を公表)にその詳細を掲載した。その後一九三八年(昭和一三年)一月新設の厚生省労働局(のちに勤労局、労政局)の手に移り、ついで一九四七年(昭和二二年)九月労働省の設置と共に労政局の所管となり、一九四八年九月以降は同省労働統計調査部に移管されて今

日に至っている。現在同部から「労働争議統計速報」(月刊)、「労働統計調査年報」(毎年)、「労働白書」(毎年)等が出ている。なお同部の「統計から見たわが国の労働争議」(一九五〇年一二月)は従来の数字を集めており、非常に有益である。

二、調査方法

労働関係調整法によれば、争議行為が発生したときは、その当事者はただちにその旨を労働委員会又は都道府県知事(船員法の適用を受ける船員については海運局長)に届け出なければならない規定になっているが、争議発生以前の状況および発生後の経過、解決状況等を調査し、労働省に報告書を提出する事務は主として各都道府県の労政課が担当し、その集計、報告書内容の規正又は争議発生当事者への照合は労働統計調査部が担当している。

都道府県等からの報告もれ追加報告は一九五〇年一月以降報告のあった月ごとに元の数字を修正することになった(従来は無修正)。なお争議統計は争議当事者たる使用者側と労働者側の両方から調査しているが、両者の見解の相違があれば調査担当者の公平な判断によって定めるべきだとされている。

三、調査単位

独立の工場事業所を単位として調査する。したがって共同争議や労働組合連合団体の争議も各独立した工場事業所ごとに調査する。従来この調査単位は、企業単位、組合単位、事業所単位が混用されていたが、その後の改正(昭二五・四・二八・労働省統発第六号)により、すべて事業所単位に統一した。しかし集計単位としては労働組合連合体の争議、一企業系統の争議、共同争議等の場合はいずれも一件の争議として集計することは従前と変わりなく、したがって争議件数は必ずしも事業所単位に一致しない。ただ府県別分布の集計に際しては各都道府県の事業所ごとに集計する(「統計から見たわが国の労働争議」による)。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
